

令和2年6月3日
新潟市契約課

各 位

経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの提出について

標記のことについては、平成18年6月6日付で契約締結時に提出を依頼しているところですが、建設業法施行規則の一部を改正する省令が令和2年5月29日に公布・施行されたことにより、下記のとおり、取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとします。
2. 令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、令和3年2月1日に間に合うよう余裕をもって経営事項審査の受審する必要があることにご注意ください。

以 上